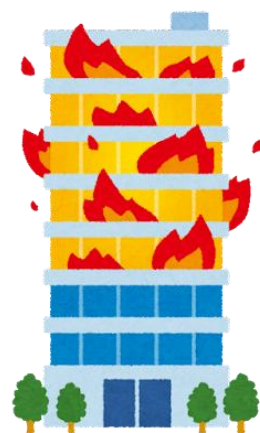
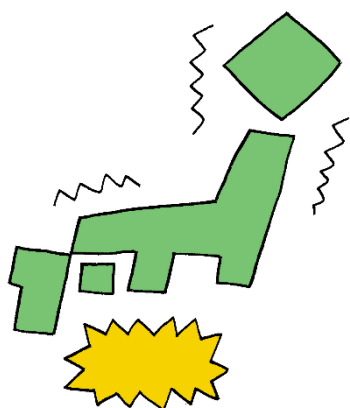


愛媛大学 災害対策マニュアル



国立大学法人愛媛大学
リスク対策室

令和4年3月 制定

令和7年4月 改訂

Ver1.2



目次

【Ⅰ はじめに】

【Ⅱ 本マニュアルの構成】

【Ⅲ A 職員・学生用】

- 1.大規模地震
- 2.台風・水害
- 3.大規模地震以外で発生する火災
- 4.災害対策等の諸活動
- 5.発災後について(学生の皆様へ)

【Ⅳ B 災害対策本部用】

- 1.災害発生後



【I はじめに】

大規模災害への対応のため、必ずお読みください。

近年、国内では大規模な災害がたびたび発生しています。中でも2011年3月に発生した東日本大震災では、建物の倒壊、大津波の発生等により死者、行方不明者が2万人を超えるなど極めて深刻な災害となりました。

愛媛県地震被害想定調査最終報告(2026年2月)によれば、愛媛県は、南海トラフ巨大地震が発生した場合、最大震度7(愛媛県下7市町)の可能性があると、県下に甚大な被害が発生することが想定されています。

巨大地震はいつ発生するかはわからないとされています。気象庁webサイトにおいても、「地震の発生時期や場所・規模を確度高く予測することは困難」と明記されています。つまり、1年後、半年後、明日、あるいは30分後かもしれません。

さて、本学の災害対策規程では、「地震・台風・水害・火災等による災害の防止」を念頭に置いています。しかしながら、地震を除く風水害に関しては、気象予報等の情報をもとにした対策行動をとることも一定程度可能であると考えられます。

また、現実には災害が発生した場合、職員、学生の皆さんがどこにいるか、どんな環境下に置かれているか等によっても対策のとり方は変わります。様々な条件設定、多様な対策を想定、網羅した対策マニュアルを作成しても、膨大な資料となってしまっは対策の実効性が薄れてしまいます。

このため、この災害対策マニュアル(以下「本マニュアル」という。)は、

- ①「本学キャンパス内で大規模地震に遭遇すること」等を想定し、
- ②職員、学生の皆さんに対し「その場合、又は、災害に対する日頃の心がけ」として「最低限対策を考慮していただきたいこと」、

をベースに「できるだけ平易な表現」で、かつ、「限定した内容」で示すこととしました。

併せて、後述「本マニュアルの構成」で示すとおり、「職員・学生」に向けた内容と、本学に設置する「災害対策本部」で取り組む内容等に分けて構成することにより、有事に備え、各自「どの部分を読み」、「どの部分に沿った行動を考えればよいか」等をできるだけわかりやすく示すこととしました。

本マニュアルは「マニュアル」と称していますが、特に「A 職員・学生用」については、社会一般でマニュアルと呼ばれる「手順やルールをまとめたもの」とは異なります。大規模地震が発生した場合など、本マニュアルに記載している内容とおりの行動が確実にとれるわけではありません。

地震災害が発生した際には、職員、学生が第一に考えていただくことは、

→「まず自身の安全を確保する」ことです。

この考え方は、地震を除く風水害等他の災害にも通じるところです。前述のとおり、「本マニュアル」は、「大規模地震」に向けた行動を念頭に置いた内容としていますが、風水害等他の災害への対応についても若干補足しています。

本学キャンパス外で災害に遭遇する、あるいは、遭遇する可能性がある場合においては、「本マニュアル」で示す内容を参照しつつ、自身でできるだけ正確な情報（政府機関、自治体等公的機関の発表など）の収集に努め、自身の判断で適時適切と考えられる「まず自身の安全を確保する」ための行動をとるよう心がけてください。

加えて、災害が発生した際には、本学の災害対策規程が定める「災害が発生した場合における被害の拡大を防ぐとともに災害からの復旧を図る」ことも重要です。「まず自身の安全を確保する」行動が第一ですが、その上で職員・学生が一丸となり被害の拡大を防ぐとともに災害の復旧を図ることについても皆様のご協力をお願いいたします。

【Ⅱ 本マニュアルの構成】

本マニュアルは、本学の災害対策規程に基づき作成しています。

（参考：本学災害対策規程より抜粋）

（職員の責務）

第3条 職員は、この規程に定めるところにより、災害対策等に関する諸活動に従事するものとする。

（災害対策マニュアルの作成等）

第8条 本学は、**実情に即した災害対策マニュアル**を作成し、**職員、学生にこれを周知する**ものとする。

2 本学における災害対策に関する具体的事項については、前項に規定する災害対策マニュアルによるものとする。

このため

A 「職員・学生」に向けた内容 → 「職員・学生用」、

B 本学に設置する「災害対策本部」で取り組む内容等 → 「災害対策本部用」、

に分けて構成しています。

「A 職員・学生用」については、本学の全ての職員・学生に周知するものです。熟読の上、十分な理解に努めてください。

一方、「**B 災害対策本部用**」については、災害対策本部として取り組むべき災害対策業務及び災害対策業務に関連する日頃の準備等の業務を含む「災害対策等に関する諸活動(災害対策規程第3条)」について定めるものです。災害対策本部で「災害対策等に関する諸活動」に従事する職員は、「**A 職員・学生用**」+「**B 災害対策本部用**」の関係箇所について熟読の上、十分な理解に努めてください。

また、「**B 災害対策本部用**」の関係箇所がわからない職員は、総務部総務課総務チームに確認するなど、本マニュアルの理解増進に努めてください。

【Ⅲ A 職員・学生用】

1. 大規模地震

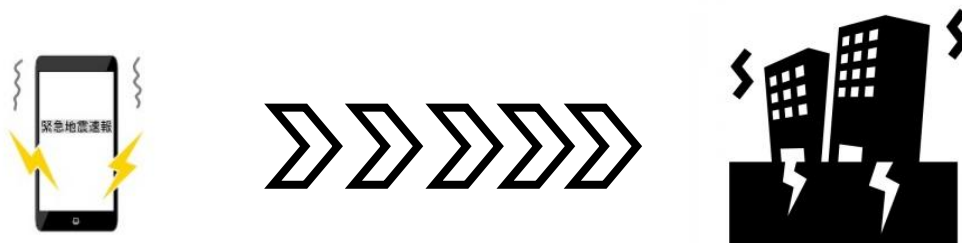
○ 大規模地震の想定

本マニュアルでは、「震度5弱以上の地震発生」を念頭に作成しています。これより低い震度の場合であっても、必要に応じ本マニュアルの内容を参照し、自身の判断で適時適切と考えられる行動を心がけてください。

○ 大規模地震の発生

(1) 緊急地震速報に反応すること

- ① 気象庁は、最大震度が5弱以上と予想された場合に、震度4以上が予想される地域を対象に緊急地震速報（警報）を発表します。そのとき、テレビやラジオ、携帯端末、防災行政無線などで「緊急地震速報」が流れます。



- ② この「緊急地震速報」は、具体的には、地震発生後大きな揺れが到達する数秒から数十秒前に警報が発せられるものです。ただし、震源地からの距離によっては、地震の揺れが起きるまで一瞬ということもあります。
- ③ 「緊急地震速報」が流れた場合、瞬く間に「大規模地震」が発生するものとして、瞬時に「自分の身を守る」行動をとるよう「反応」してください。反応しても地震がそれほどでもなかった場合は、「運が良かった」ものと思ってください。
- ④ 地震の多い関東地方や東北地方などに比べると、愛媛県下では「緊急地震速報」の警報音は普段聞きなれないものかもしれません。そのため、「テレビ」や「携帯端末」に流れる警報音を「Youtube等のwebサイト」で事前に視聴するなど確認しておき、いざという時に素早く反応できるように備えてください。（ただし、警報音を視聴する場合は、ヘッドフォンで音を聞くなど周囲に誤解を与えないよう十分気をつけてください。）
- ⑤ 毎年11月に、工学部及び教育学生支援部エリアで緊急地震速報の受信訓練を実施しています。出来るだけ参加してください。

(2)地震発生から2分間、まずは自分の身を守ること

- ① 机やテーブルの下に隠れる。または、壁や柱の近くに身を寄せる。
- ② 落下物や転倒物から身を守る。教科書や手さげバッグなど身の周りのもので「特に頭部」を守る。
- ③ 可能であれば、ドアを開けて非常脱出口を確保する。
- ④ 慌てて外に飛び出さない。割れたガラスの落下などの危険があります。
- ⑤ エレベーターの中にいる場合、すべての階のボタンを押し、停止した階で降りる。閉じ込められたら、非常ボタンを押して救出を待つ。



隠れる



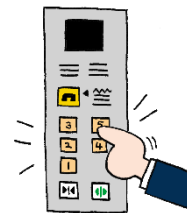
特に頭部を守る



出口確保



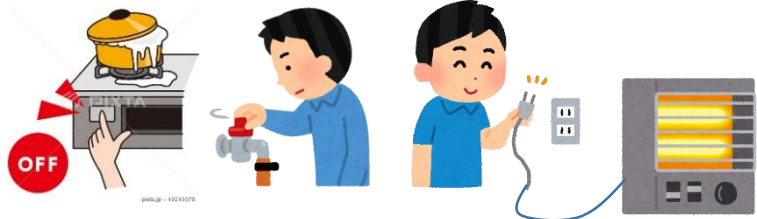
慌てない



停止階で降りる

(3) 揺れがおさまったらすること

- ① 負傷者がいれば応急措置を行う。必要があれば応援を求める。
- ② 使用中の火を消す。ガスの元栓を閉める。
- ③ 電気ストーブ等火災に繋がりそうな電気器具のプラグをコンセントから抜く。
- ④ 倒れやすくなっている物や落下しやすくなっている物にはできるだけ近寄らない。ただし、これらについて可能であれば応急措置を行う。
- ⑤ 周囲の安全が確認できれば避難場所へ移動する。避難場所については別添「避難場所」とおり。
- ⑥ 震度5強以上の地震が発生した場合には、大学から自動的に安否確認メールが配信される(それ以外の場合でも必要に応じて配信される)ため、周囲の安全が確認できたら、安否確認メールに回答を行う。(5)「緊急通報・安否確認システム」に対応すること の項参照



火・ガス・電気等を止める

負傷者がいれば手助けを



転倒物の応急措置



安全を確認後避難場所へ



[安否確認メールへ回答](#)

(4) 建物の損壊等に注意すること

- ① 本学の建物については、**震度6強程度**までの地震が発生しても倒壊しない前提で所要の整備が行われています。
- ② このため、安全確認を行いつつ行動となりますが、慌てて移動せず学内各建物にとどまることも考えてください。
- ③ ただし、大学の建物であっても、「倒壊」や「一部損壊」が発生する可能性は否定できません。このような場合、「まず自身の安全を確保する」ための最善の行動は、各自が置かれている状況により変わります。
- ④ 必要に応じ周囲の人と相談するなど「できるだけ状況を冷静に分析」し、最善と考えられる行動をとるよう心がけてください。

(5) 「緊急通報・安否確認システム」に対応すること

- ① 大規模地震が発生した場合、被災地への電話が大量に殺到し、回線が大変混雑しつながりにくくなります。
- ② 本学は、大規模地震が発生した場合「Safetylink24」というシステムを活用して「緊急通報・安否確認」を行うこととしています。なお、「Safetylink24」はスマートフォンのアプリを活用します。
- ③ 「緊急通報・安否確認」の基準としては、震度5強以上の地震が発生した場合に、大学から自動的に「緊急通報・安否確認」のためのメールが配信されます。また、それ以外の場合でも必要に応じて配信されます。
- ④ 地震後周囲の安全が確認できたら、「Safetylink24」によりメールへの回答を行ってください。



①震度5強以上の地震の際は
自動送信

①その他災害時は手動送信

○ 大規模地震による火災の発生



(6) 火災が発生した場合に心がけること

- ① 地震に伴い、火災が発生すると被害がより拡大します。過去の大規模地震でも、火災の発生による人的、物的被害の拡大が見られたところです。
- ② 職員・学生は本マニュアルで、「火災発生時の三原則」に対する理解を深めていただき、できるだけ適切な行動がとれるようしてください。

火災発生時の三原則		
①早く知らせる	②早く消火する	③早く避難する

(7) 火災の発生を早く知らせること(三原則その1)

- ① 「火事だ！」と大声で叫び、広く周囲の人に知らせてください。その他にも非常ベルを鳴らす、物を叩く等して大きな音を出し、異変を知らせてください。



- ② たとえ小さな火でも119番に「消防要請」として通報してください。自身が消火に当たる場合は、周囲の人に確実に119番通報をしてもらうよう、頼んでください。
- ③ 火災を発見した場合は、建物を管理する部局(わからない場合は、自分が所属する部局にひとまず連絡)に知らせてください。夜間であれば守衛室に知らせてください。(連絡先については、**別添「緊急連絡先」**を参照)

(8) 火災を早く消火すること(三原則その2)

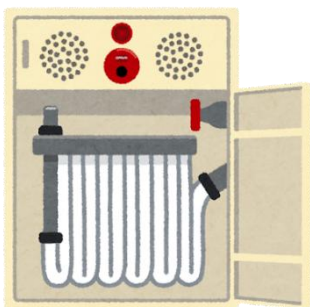
- ① 短時間で消火して被害を最小限にとどめるためには、「初期消火」は大変重要な行動です。
- ② ただし、火災発生後「(一般的には)炎が天井に達するような状況」になると、自主的な「初期消火」は困難とされており、また、火災発生後数分間程度の行動が重要とされています。
- ③ 「初期消火」には、消火器、水を使うのが一般的です。ただし、水や消火器だけで消そうと思わず、空気を遮断するため、濡らしたカーテンを火元にかぶせる、クッション等で叩く、ジュースや手近な水分を使用するなど、様々な物の利用を最大限考えて行動してみてください。



※実験中に火災が発生した場合、使用している薬品・物質によっては、水等で消火を行うと化学反応を起こし、可燃ガスの発生など更に危険な状況になるおそれがあります。

※薬品等使用時については、事前に使用薬品の特性・取扱い方法を十分理解し、部屋に記載されている注意事項等を日頃からよく確認しておいてください。

- ④ 「初期消火」のため、日頃から、自分がいることが多い部屋の周辺の消火器、消火設備の設置状況を確認しておいてください。
- ⑤ ②にあるように、火災発生後「(一般的には)炎が天井に達するような状況」になると、自主的な「初期消火」は困難と考えるべきです。広く周囲の人に知らせながら速やかに避難してください。



(9) 火災場所から早く避難すること(三原則その3)

- ① 火災で命を落とす二大原因は「一酸化炭素中毒」と「やけど」とされており、火災で発生する煙には有毒な一酸化炭素が含まれています。
- ② 一酸化炭素を吸い込むと意識がもうろうとし、やがて呼吸ができなくなるなどして、死に至る危険があります。
- ③ 煙が上にのぼる速度は毎秒3～5m。人が階段を上るよりはるかに速いので、火災発生後早く避難することが重要です。
- ④ 火災の煙は天井からたまっていくので、床に近い低いところは意外に見通しがきくものとされています。煙を吸い込まないようにハンカチやタオルなどで口と鼻をおおい、低い姿勢で煙の下を逃げるよう覚えておいてください。階段でも同じです。



- ⑤ 避難に際しては、「押さない」、「走らない」、「しゃべらない」ということが重要ですが、併せて「戻らない」ということも忘れないでください。火災発生箇所周辺に戻ると、「一酸化炭素中毒」などで死に至る危険性が高くなります。



避難時の心構え「おはしも」

- その他「大規模地震の発生」時等の行動、覚え(重複内容あり)

(10)大規模地震が起きたときに起こり得ることを頭に入れておくこと

- ① 大規模地震が発生すると、先に述べた「建物の損壊」や「火災の発生」などにより、不幸にして「死亡する」、「負傷する」可能性が「ゼロではないこと」を想定しておく必要があります。こうしたことは、過去の大規模地震災害の教訓等から学ぶべきことです。
- ② また、負傷などのリスクだけでなく、我々が日頃当たり前に使える社会インフラが長期間機能しなくなることも十分想定されます。

(参考:首相官邸webサイト掲載内容より抜粋)

「一般的には大都市で地震が起きると・・・」

※古いビルが崩れたり落下物が発生します！

※電話がつながりにくくなります！

※道路が通れなくなります！

※電車が動かなくなります！

※電気・ガス・水道が使えなくなります！

- ③ 社会インフラに限らず、我々が日頃当たり前に使える設備が長期間機能しなくなる可能性もあります。例えば、地震発生後エレベーターが動かなくなるケースは多いとされており、災害の規模が大きい場合には、復旧までの時間もより長くかかると考えられます。負傷した者がエレベーターによる移動ができないと大変です。
- ④ 「(7)火災の発生を早く知らせること(三原則その1)」で「119番に消防要請として通報」することを記載していますが、これは基本動作です。仮定ですが、道路が通れなくなるなどの支障により、消防要請として通報しても「消防車が来ない(火災現場まで来ることができない)」ことも起こり得ます。
- ⑤ 関連する事象として、負傷等のため救急搬送の通報を行ったとしても、「救急車が来ない(負傷者のところまで来ることができない)」ことも起こり得ます。
- ⑥ 更に、被害が甚大で傷病者が多数であるような場合など、「重症度・緊急度の判定・選別(トリアージ)」が行われる可能性もあります。
- ⑦ これらは「他人事」ととらえるのではなく、有事の際には「起こり得ること」と認識しつつ、周辺の方との協力、共助も考えながら行動してください。

(11)津波被害を考慮すること

- ① 愛媛県は、警戒避難体制を特に整備すべき区域として、「津波災害警戒区域(イエローゾーン)」を指定しています。
- ② 本学「城北地区」、「重信地区」、「樽味地区」、「持田地区」所在の各キャンパスについては、「津波災害警戒区域(イエローゾーン)」の指定区域には含まれていません。でも、全く被害がないとは断定できません。
- ③ 一方、西条市や愛南町の一部等には「津波災害警戒区域(イエローゾーン)」として指定されている地域もあり、該当する地域に設置されている施設等においては、十分認識しておく必要があります。
- ④ いずれにしても、どこにいるときに大規模地震に遭遇するか分かりません。国土交通省webサイトにあるように、特に海岸付近にいる場合など、

「津波から身を守るにはどうすればいいの?→『とにかく逃げる』」

を実践してください。



(参考:国土交通省webサイト掲載内容より抜粋)

※強い地震(震度4程度以上)を感じたとき、または弱い地震であっても長い時間ゆっくりとした揺れを感じたときは、直ちに海浜から離れ、急いで高台などの安全な場所へ避難しましょう。

※海岸利用時については、避難誘導標識板等を確認して防潮堤の避難口・避難階段等を用い、避難ビル・高台又は避難地等へすみやかに移動して下さい。また、山ぎわや急傾斜地では山崩れ・がけ崩れが起こりやすいので、十分注意して下さい。

- ⑤ 東日本大震災後10年が経ち、その際の甚大な津波被害の記憶は少しずつ薄れつつあるように思われます。しかしながら、この時の甚大な被害を教訓として行動を考えることは重要です。

(12)大規模地震に関しできれば頭に入れておきたいこと

- ① 甚大な被害をもたらした東日本大震災の概要については、内閣府webサイトに掲載されています。

(参考:内閣府webサイト 防災情報のページ掲載内容より抜粋)

マグニチュード9.0

東日本大震災は、2011年3月11日14時46分頃に発生。三陸沖の宮城県牡鹿半島の東南東130km付近で、深さ約24kmを震源とする地震でした。マグニチュード(M)は、1952年のカムチャッカ地震と同じ9.0。これは、日本国内観測史上最大規模、アメリカ地質調査所(USGS)の情報によれば1900年以降、世界でも4番目の規模の地震でした。

被害概要

被害状況等については、まだ行方不明者も多く、全容は把握されていません。緊急災害対策本部資料によると、震災から3ヶ月を超えた6月20日時点で、死者約1万5千人、行方不明者約7千5百人、負傷者約5千4百人。また、12万5千人近くの方々が避難生活を送っています。

震度

本震による震度は、宮城県北部の栗原市で最大震度7が観測された他、宮城県、福島県、茨城県、栃木県などでは震度6強を観測。北海道から九州地方にかけて、震度6弱から震度1の揺れが観測されました。

その後も強い揺れを伴う余震が多数観測されています。気象庁によると、4月7日に宮城県沖を震源として発生した震度6強の余震をはじめ、5月31日までに発生した余震は、最大震度6強が2回、最大震度6弱が2回、最大震度5強が6回、最大震度5弱が23回、最大震度4が135回観測されました。

未曾有の大津波

今回の大震災では、岩手、宮城、福島県を中心とした太平洋沿岸部を巨大な津波が襲いました。

各地を襲った津波の高さは、福島県相馬では9.3m以上、岩手県宮古で8.5m以上、大船渡で8.0m以上、宮城県石巻市鮎川で7.6m以上などが観測(気象庁検潮所)されたほか、宮城県女川漁港で14.8mの津波痕跡も確認(港湾空港技術研究所)されています。また、遡上高(陸地の斜面を駆け上がった津波の高さ)では、全国津波合同調査グループによると、国内観測史上最大となる40.5mが観測されました。

(13)南海トラフ巨大地震への備え

- ① 懸念されている「南海トラフ巨大地震等」に関する情報については、愛媛県webサイトや内閣府webサイト等に掲載されています。

(参考:愛媛県webサイトより)

愛媛県地震被害想定調査最終報告(令和8年2月16日)では、南海トラフ巨大地震についてはマグニチュード8~9程度の地震が30年以内に発生する確率を60~90%以上としています。同報告では、想定されている中で最大クラスの地震が発生した場合の被害想定を以下のとおりとしています。

マグニチュード9.0クラスの巨大地震

死者数12,750人(※津波等の死者を含む。)

最大震度7(愛媛県下7市町)

- ② 南海トラフ地震の発生可能性が通常と比べて相対的に高まったと評価された場合には、気象庁から「南海トラフ地震臨時情報」が発表されます。

(参考:気象庁webサイトより)

【調査中】

南海トラフ沿いで異常な現象が観測され、その現象が南海トラフ沿いの大規模な地震と関連するかどうか調査を開始、又は継続している場合

【巨大地震警戒】

想定震源域内のプレート境界において、M8.0以上の地震が発生したと評価した場合

【巨大地震注意】

- ・監視領域内において、M7.0以上、M8.0未満の地震が発生したと評価した場合
- ・想定震源域内のプレート境界面において、通常と異なるゆっくりすべりが発生したと評価した場合

【調査終了】

巨大地震警戒、巨大地震注意のいずれにも当てはまらない現象と評価した場合

③ 「南海トラフ地震臨時情報」が発表された場合は、政府や地方自治体からの呼びかけ等に応じた防災対応をとる必要が生じることがあります。

	発表～1週間	1週間～2週間	2週間～
巨大地震警戒	<ul style="list-style-type: none"> ・日頃からの地震への備え(※)を再確認 ・津波からの避難が間に合わない一部地域では避難継続 	<ul style="list-style-type: none"> ・警戒措置を解除し、更に1週間、地震への注意措置をとる ・日頃からの地震への備えを再確認 	地震の発生に注意しながら通常の生活を送る。ただし、大規模地震が起きる可能性がなくなったわけではないことに留意
巨大地震注意	日頃からの地震への備えを再確認	地震の発生に注意しながら通常の生活を送る。ただし、大規模地震が起きる可能性がなくなったわけではないことに留意	
調査終了	通常の生活を送る。ただし、大規模地震が起きる可能性がなくなったわけではないことに留意		

(※)避難場所及び経路確認、安否確認手段確認、非常用持出品確認、家庭での備蓄、家具の固定 など

④ 南海トラフ巨大地震の切迫性は高い状態にあり、いつ発生してもおかしくありません。「南海トラフ地震臨時情報」の発表がなくとも、突発的に発生する可能性もあります。地震への心構えを高めつつ、冷静な行動を心がけましょう。



2. 台風・水害

○ 台風・水害(以下「風水害」という。)について

【I はじめに】で述べているように、風水害に関しては、気象予報等の情報をもとにした対策行動をとることも一定程度可能であると考えられます。

本マニュアルの内容を参照し、マニュアルに沿った行動を心がけてください。



(1)風水害で想定される「被害」を日頃から考えること

- ① 7月から10月にかけては日本に接近・上陸する台風が多くなり、大雨、洪水、暴風、高波、高潮などをもたらします。また、川の氾濫や土石流、がけ崩れ、地すべりなどが発生しやすく、人々の生活や生命が脅かされるような自然災害が度々発生しています。
- ② 最近では短時間に狭い範囲で非常に激しく降る雨が頻発し、特に宅地等の開発が進んだ都市部では、川の急激な増水、道路や住宅の浸水、道路のアンダーパス等の地下空間の水没といった被害も発生しています。また、雨で増水した川や田んぼを見に行き流されてしまったり、浸水した道路で側溝の境界が見えにくいために転落したりする事故も発生しています。
- ③ 本マニュアルが基本的に想定している、「本学キャンパス内」において短時間のうちに風水害に遭遇する、あるいは遭遇しそうな場合は、「本学キャンパス内にとどまり直接的な被害に遭遇する危険性をできるだけ回避する」ことも考慮してください。

無理をして帰宅しようとせず「しばらく様子を見ること」を十分考えてください。



(2)「防災気象情報」を活用すること

- ① 災害から命を守るためには、国や都道府県が行う対策などの「公助」だけでなく、私たち1人1人の「自助」、すなわち、災害に対する備えをしておく、危険を感じたら早めに避難するなど、自らの命を守るための防災行動を起こすことが重要です。
- ② そのような「自助」のために役立つのが、気象庁が発表している気象警報・注意報などの「防災気象情報」です。早めの防災行動をとれるよう、気象庁は大雨や台風などに関する防災気象情報を随時提供しています。
- ③ 大雨や台風時に発表される主な警報・注意報には次のようなものがあります。

特別警報	大雨(土砂災害、浸水害)、暴風、波浪、高潮
警報	大雨(土砂災害、浸水害)、洪水、暴風、波浪、高潮
注意報	大雨、洪水、強風、波浪、高潮、雷

- ④ また、大雨や洪水の「警報」に加え、さらに「土砂災害警戒情報」にも注意しましょう。この「土砂災害警戒情報」は、「警報」の発表後、土砂災害発生の危険度がさらに高まったときに都道府県と気象庁が共同で発表しており、命を奪うような土砂災害がいつ発生してもおかしくない非常に危険な状況であることを伝える情報です。
- ⑤ これらの情報はテレビ、インターネットの活用等により随時最新の情報を把握することができるようになってきました。いずれにしても、「まだ、大丈夫じゃないか？」と過信することがないよう留意してください。



(3)近年の「風水害」を今一度考えてみること

- ① 近年「風水害」は多数発生しています。

(参考: 政府広報オンラインwebサイト掲載内容より抜粋)

1. 大雨や台風による災害は毎年発生

(略)近年に顕著な災害を起こしたものだけでも、平成29年7月九州北部豪雨(死者42名、住家被害3,864棟)、平成30年7月豪雨(死者263名、住家被害51,110棟)、令和元年房総半島台風(死者9名、住家被害93,372棟)、令和元年東日本台風(死者105名、住家被害105,699棟)、令和2年7月豪雨(死者84名、住家被害16,548棟) など、風水害がいくつも発生しました。

- ② 平成30(2018)年7月豪雨では、愛媛県内でも宇和島市、西予市で特に大きな被害が発生しています。その意味では、「災害は身近に起きる」ということを日頃から考えておかなければなりません。
- ③ 最近「線状降水帯の発生」ということもしばしば目にするようになりました。災害の危険度が高くなる可能性を示唆するものとして、注視する必要があります。

(参考: 気象庁webサイト掲載内容より抜粋)

【線状降水帯とは】

線状降水帯は、次々と発生した積乱雲により、線状の降水域が数時間にわたってほぼ同じ場所に停滞することで、大雨をもたらすもの。線状降水帯が発生すると、災害の危険性が高くなります。

(最近の災害事例 (略))

3. 大規模地震以外で発生する火災

○ 大規模地震以外の火災について

「1. 大規模地震」の中では、大規模地震による火災の発生を念頭に置いた行動等について述べています。

しかしながら、大規模地震発生時以外にも火災は発生します。本学では、残念ながら最近複数回の火災発生がありました。いずれも「地震とは関係のない火災」です。

火災の発生時の行動、あるいは、それに対する備えについては、「○ 大規模地震による火災の発生」で述べている内容と基本的に同じです。「火災発生時の三原則」に対する理解を深めできるだけ適切な行動をとるようにしてください。

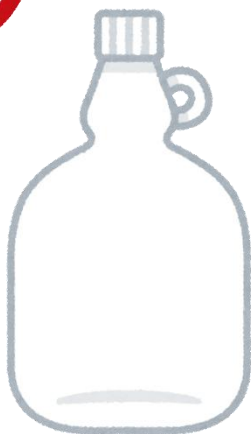
火災発生時の三原則		
①早く知らせる	②早く消火する	③早く避難する

(1) 火災の発生に備え、日頃から避難経路の確認を意識すること

- ① 何度も述べていますが、本マニュアルが重視していることは、
→「まず自身の安全を確保する」
ことです。
- ② そのためには、できるだけ安全に「避難」することが重要となりますが、本当に「火災」に直面したとき、「慌てず着実に行動できるか(否か)」は日頃から「避難」を意識しているか否かによって左右されます。
- ③ 一例を挙げると、
「→火災発生時にはエレベーターは使ってはならない。」
という原則があり、避難誘導時には
「→エレベーターの利用を制止する。」、「→階段を使って避難する。」
ことが求められます。ただし、本当に「火災」に直面したとき、避難誘導が確実に機能している保証はありません。
- ④ 避難経路の選択においても、「どこで延焼しているか」によって避難する階段も変わります。こうしたことは、日頃の避難意識によって大きく変わると考えられます。
- ⑤ 避難訓練など実施する際は、積極的に参加し危機対策意識を高めてください。

(2)大学には「火災拡大要素がたくさんある」ことを意識すること

- ① 大学において「火災を発生させない」よう努めることは言うまでもありませんが、万一火災が発生してしまった場合、大学の実験室等には「延焼を拡大させる薬品等」が存在することを常に考えておかなければなりません。
- ② また、万一「火災が発生してしまった」場合、延焼箇所にはどのような薬品等が置かれているかによって、消火手段も変わってきます。
- ③ 消防出動を求めると消防署から「どのような薬品等が存在する部屋か？」ということ聞かれ、それに対し「できるだけ早期に、できるだけ正確な情報」を消防に伝達することが、消火活動にとって大変重要です。
- ④ 各部屋で管理している薬品類については、入り口付近に種類等を掲示しています。毎回必ず確認しておき、いざという時に備えておきましょう。また、部屋の管理責任者は、管理する薬品等を化学物質管理システムに必ず登録してください。
- ⑤ 各室内に「火災発生時の初期対応」として昼間及び夜間の緊急連絡先を掲示しています。室内で火災が発生または火災報知器が鳴動した場合には、掲示物に従い速やかに連絡してください。



4. 災害対策等の諸活動

○ 職員による諸活動への従事について

職員は、災害が発生した時本マニュアルが重視している→「まず自身の安全を確保する」ことを実践した上で、災害の状況等を確認しつつ「本学災害対策規程」に基づく「災害対策に関する諸活動への従事」を考えてください。

また、「本学災害対策規程」に基づく「災害対策本部」、「部局災害対策本部等」が設置された場合には、各職員にあらかじめ定められた役割分担に基づく活動に従事するよう努力してください。

「災害対策本部」で取り組む内容等については、本マニュアルのうち「**B 災害対策本部用**」で示すこととします。

なお、本マニュアルのうち特に「**A 職員・学生用**」は、本学キャンパス内で災害に遭遇することを想定した内容で構成していますが、「災害対策本部」、「部局災害対策本部等」の設置はキャンパス内にとどまらない周辺における災害発生に伴う対策も考慮しています。

(参考: 本学災害対策規程より抜粋)

(職員の責務)

第3条 職員は、この規程に定めるところにより、災害対策等に関する諸活動に従事するものとする。

(災害対策本部の設置)

第6条 学長は、重大な災害が発生し、又は発生することが予想される場合は、愛媛大学災害対策本部(以下「災害対策本部」という。)を設置し、災害対策本部長となるものとする。

2 部局等の長は、必要に応じ、当該部局等に部局災害対策本部等を設置し、部局災害対策本部長となり、部局の災害対策業務に当たるものとする。

また、**全職員は、発災後に組織される災害対応組織のいずれかに必ず所属し、災害復興作業等に当たることとなります。**災害対策本部、災害対策班以外の組織に所属する職員は、必ず所属する部局等が定める災害対策マニュアルを確認するようにしてください。**各々が所属する組織については、次ページの「災害対策組織図」で確認してください。**

災害対策組織図

※全職員は必ず以下のいずれかの組織に所属し、災害対策業務に当たります。

所属する組織を必ず確認しておいてください。

愛媛大学災害対策本部

本部長	副本部長
学 長	①理事・副学長(国際連携・人権) ②理事・副学長(財務) ③理事・副学長(地域協働・人事マネジメント) ④理事・副学長(研究・産学連携・環境) ⑤理事・副学長(教育) ⑥副学長(総務・施設・DX) ⑦防災情報研究センター長

愛媛大学災害対策班

対策班名	班長	構成員所属
総務班	総務部長	総務課, 学長室, 評価IR課, 人事課, 広報課, 就業環境推進室, 基金室, 監査室, ダイバーシティ推進本部, 広報室, SDGs推進室, ミュージアム, 人権センター
学生班	教育学生支援部長	教育企画課, 教育支援課, 学生生活支援課, 入試課, 就職支援課, 図書館事務課, 教育・学生支援機構, 四国地区大学連合ADC
留学生班	国際連携支援部長	国際連携課, 国際連携推進機構
施設班	施設基盤部長	施設企画課, 施設整備課, 安全環境課
物資・備品班	財務部長	財務企画課, 経理調達課, 検収室
研究・情報班	研究・産学連携支援部長	研究・産学連携課, 情報推進課, 研究・産学連携推進機構又はデジタル情報人材育成機構所属で城北地区に勤務する職員
住民班	地域協働支援部長	地域協働課, 地域協働推進機構
医療班	総合健康センター長	総合健康センター

部局災害対策本部(部局本部)

本部名称	部局本部長	構成員所属
法文学部災害対策本部	法文学部長	法文学部職員
教育学部災害対策本部	教育学部長	教育学部職員
社会共創学部 災害対策本部	社会共創学部長	社会共創学部職員
理学部災害対策本部	理学部長	理学部職員
工学部災害対策本部	工学部長	工学部職員
先端研究院 災害対策本部	先端研究院長	先端研究推進課, 先端研究院
農学部災害対策本部	農学部長	農学部職員, 樽味地区で勤務する学術支援センター及び植物工場研究センター等所属職員
附属高校災害対策本部	附属高等学校長	附属高等学校, 附属学校園(高校)チーム
重信地区災害対策本部	医学部長 附属病院長(災害医療 本部長)	医学部職員, 附属病院職員, 学術支援センター・プロテオサイエンスセンター等所属で重信地区に勤務する職員
持田地区災害対策本部	副学長(教育・附属学校 園)	附属幼稚園, 附属小学校, 附属中学校, 附属特別支援学校, 附属学校園(持田)チーム

5. 発災後について(学生の皆様へ)

災害発生直後は自身の身を守ることを第一に行動していただきますが、発生後、愛媛大学HP、修学支援システム、掲示板等で授業、課外活動等のその後の方針について情報を発信しますので、学生の皆さんは大学からの情報を頻繁に確認するようにしてください。

愛媛大学HP : <https://www.ehime-u.ac.jp/>

愛媛大学電子掲示板URL : https://campus.ehime-u.ac.jp/ewise/keijiban/osira_v.asp

修学支援システム : <https://campus.ehime-u.ac.jp/portal/>

安否確認システム : <https://ems.safetylink24.jp/>

【QRコード】



愛媛大学HP



愛媛大学
電子掲示板



修学支援システム



安否確認システム

【IV B 災害対策本部用】

1. 災害発生後

(1) 発災後に設置される災害対策の組織について

災害発生後は対応のための組織が編成されます。職員の方はいずれかの組織に所属し、被災状況の確認や被災者対応、復旧作業等に当たっていただくこととなります。

- (1) 自衛消防組織(※)
- (2) 災害対策本部-災害対策班
- (3) 部局災害対策本部

本マニュアルは災害対策規程に基づき、実情に即した災害対策マニュアルを作成することと、職員、学生にこれを周知することを目的として作成しています。災害発生後取り組む業務については非常に多岐にわたっています。そのため、発災後に設置される組織ごとにマニュアルを作成しましたので、これに基づいて任務を遂行するようにしてください。なお、各々が所属する組織については、別添の「自衛消防組織(※)から災害対策本部等への移行イメージ」でご確認ください。

(※) 自衛消防組織について

自衛消防組織・・・消防法第8条第1項及び第36条に基づき、建物の防火・防災管理についての必要事項を定めた「消防計画」において、主に災害発生後の初動対応を行う組織。各部局等ごとに組織されます。災害対策本部等が設置された後は、必要に応じて自衛消防組織から災害対策本部等へと移行することとなります。

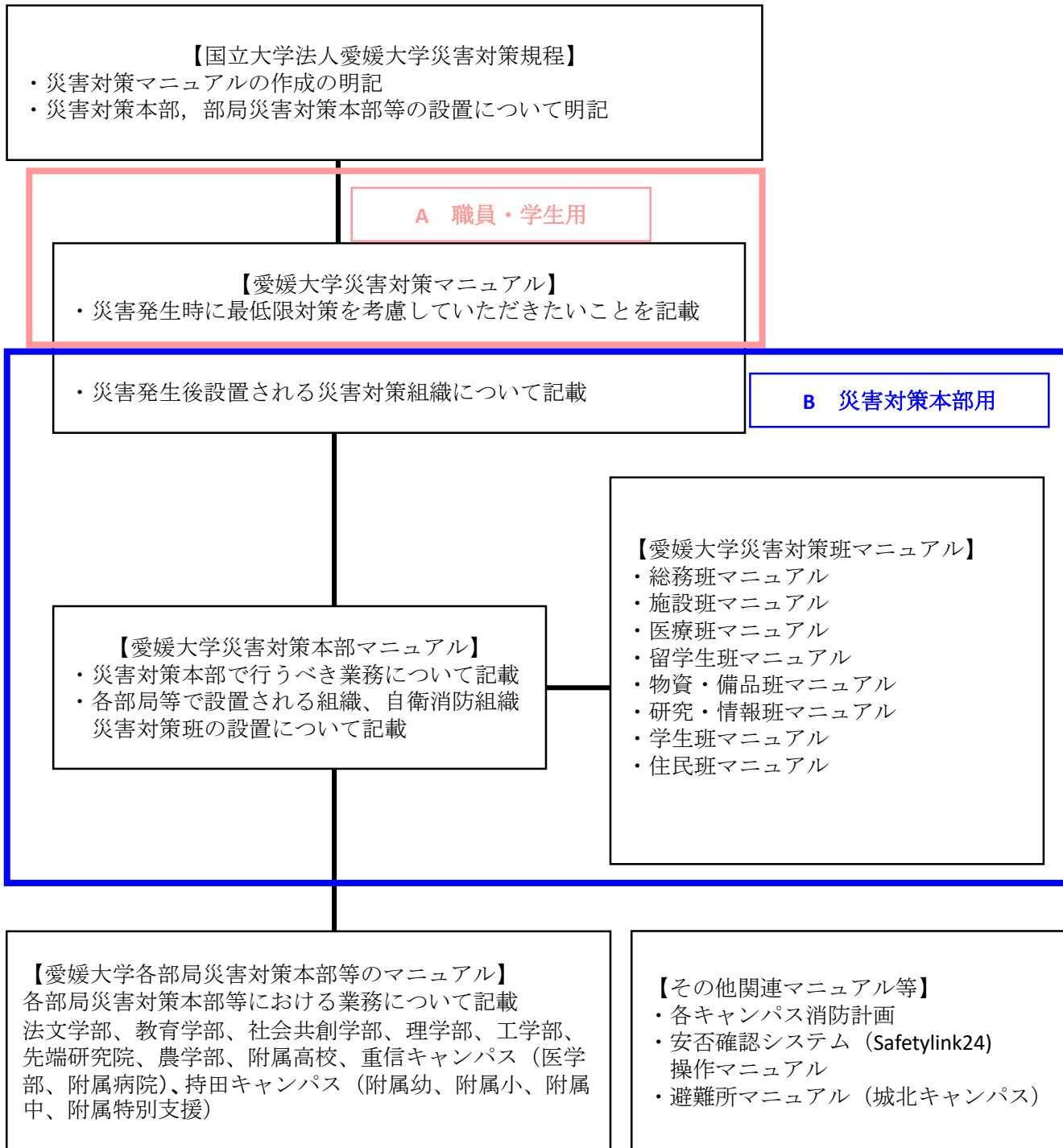
なお、自衛消防組織の任務については、各キャンパスで定めている消防計画を参照してください。

(2) 各種マニュアルについて

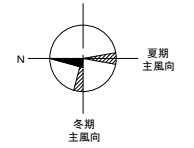
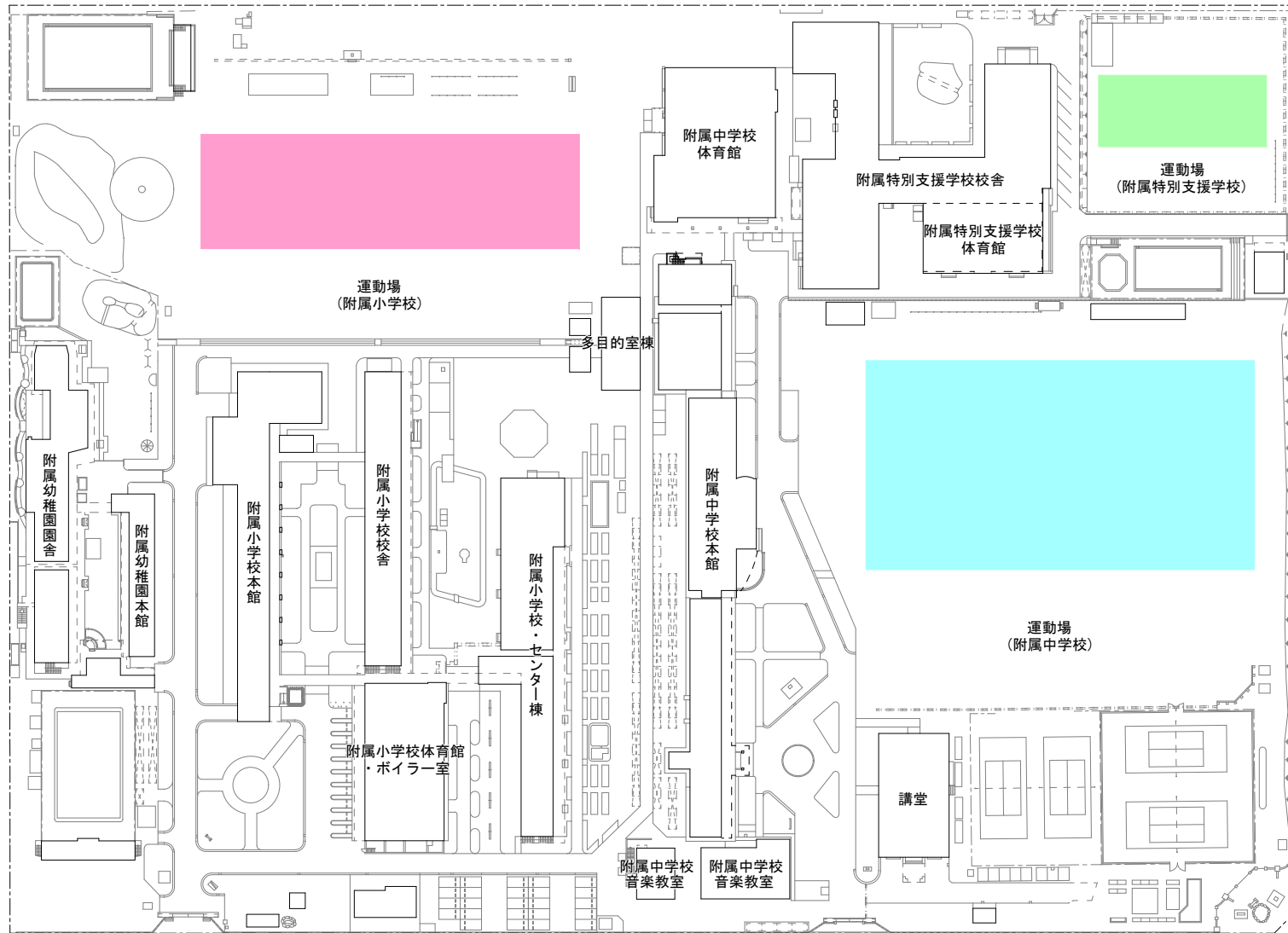
本災害対策マニュアルは、災害対策規程に基づき作成しております。災害発生時に取り組むべき業務については、災害時に設置される組織ごとにマニュアルを作成し、記載しました。

それぞれ自分が所属する組織のマニュアルを熟読し、実際の災害が発生した際に素早く対応できるようにしておきましょう。



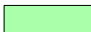
【大規模災害に関する規程, マニュアル相関図】

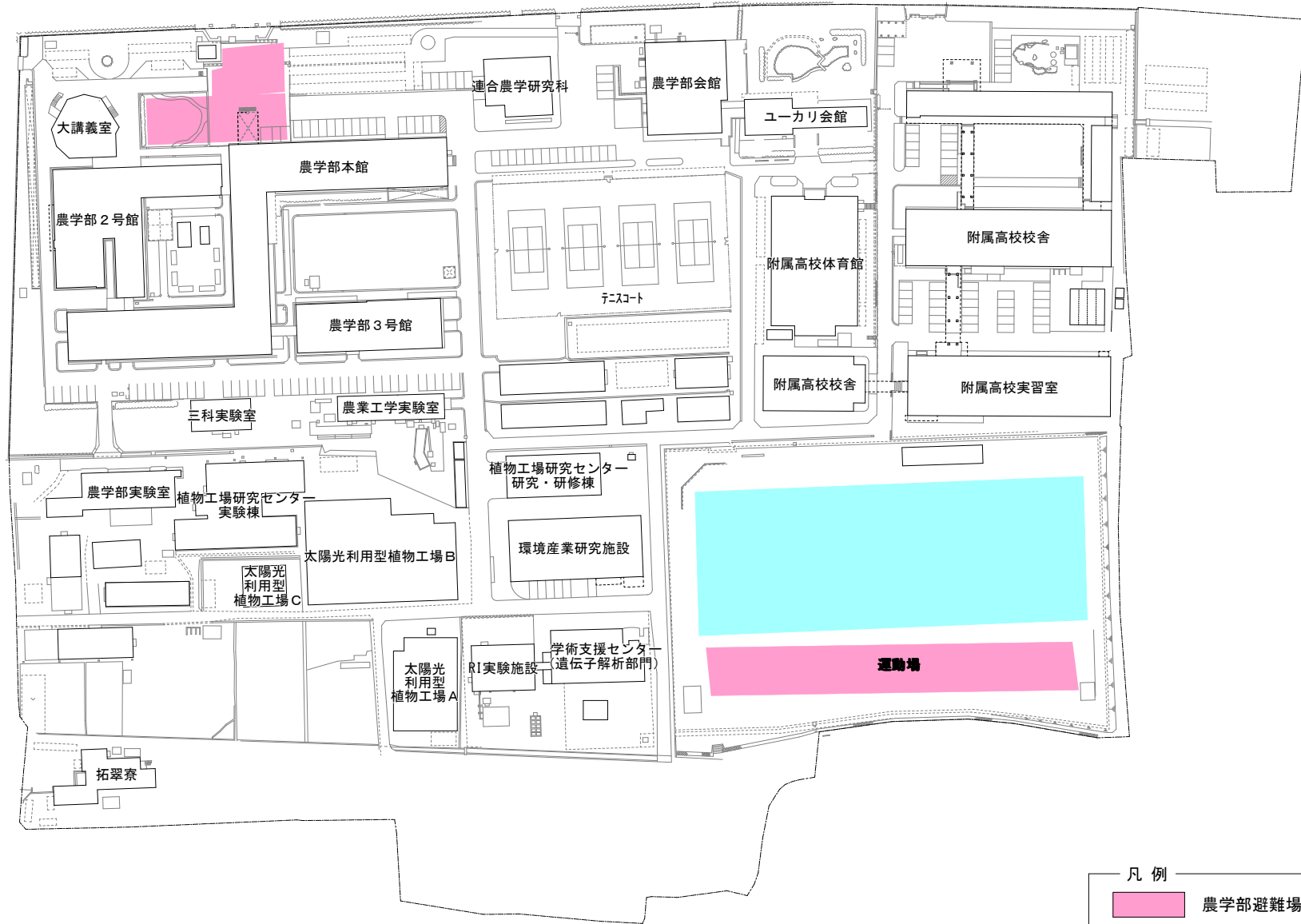
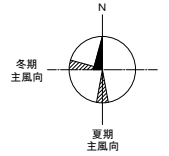


避難場所【持田地区】



凡例

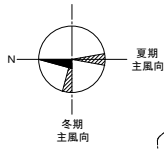
	幼稚園・小学校避難場所
	中学校避難場所
	特別支援学校避難場所



凡例

- 農学部避難場所
- 附属高校避難場所

避難場所【重信地区】



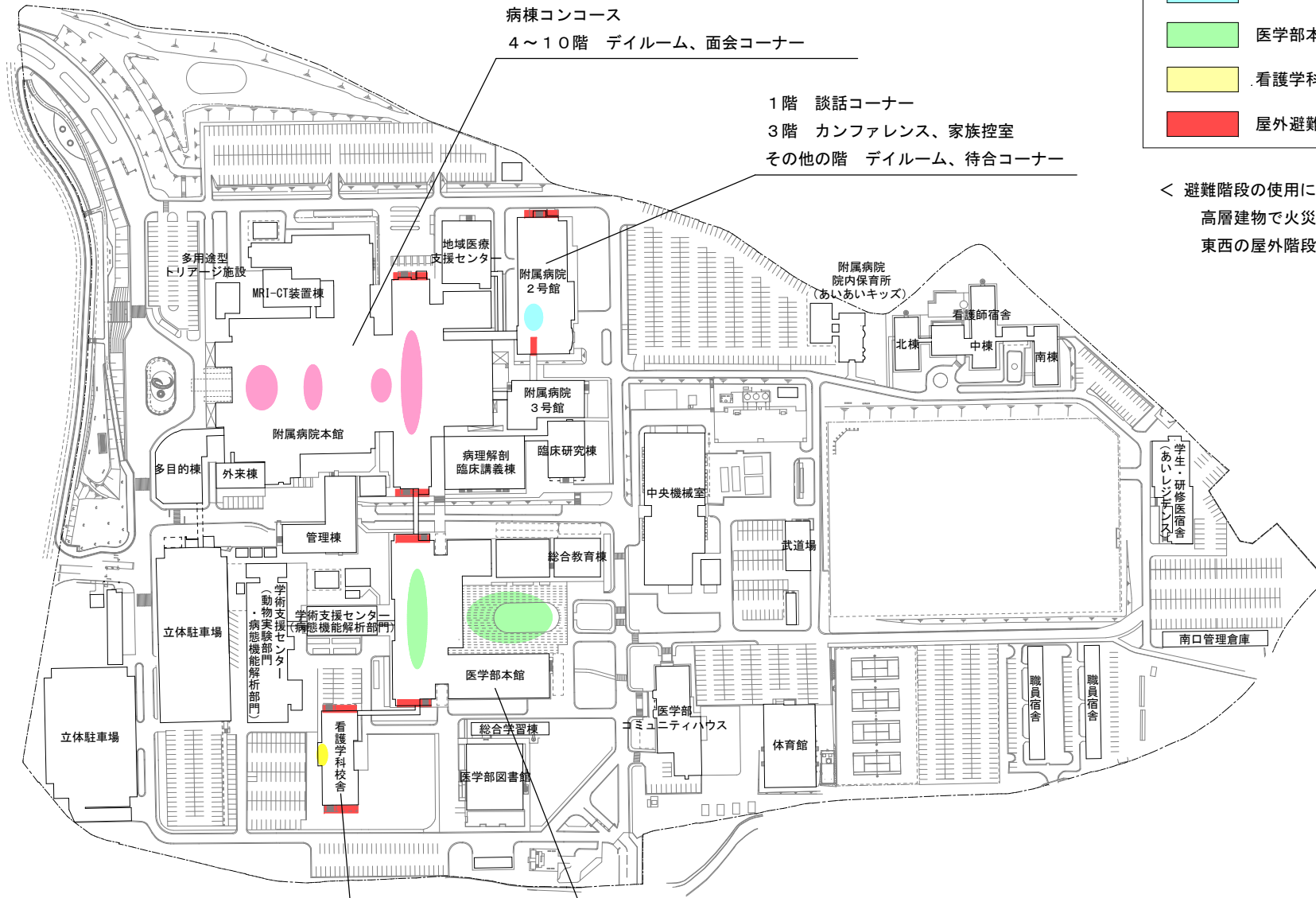
外来棟 総合待合コーナー
 2階 エスカレーター前待合、吹抜横ホール
 病棟コンコース
 4～10階 デイルーム、面会コーナー

1階 談話コーナー
 3階 カンファレンス、家族控室
 その他の階 デイルーム、待合コーナー

凡例

	附属病院1号館避難場所
	附属病院2号館避難場所
	医学部本館避難場所
	看護学科校舎避難場所
	屋外避難階段

< 避難階段の使用について >
 高層建物で火災が生じた場合は、東西の屋外階段を使用すること。



1階 玄関ホール
 2～6階 ラウンジ

1階 コンコース
 本館前 ロータリー





上記以外で勤務する者については、現地での自衛消防及び災害復興任務に従事する。

